

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
1	令和元年6月16日 (令和元年度請求 受付番号第508号)	請求する文書は以下のとおり。 1. 乙第1号証「前段」に、「自習でもその科目の授業をしたこととして扱っている」とあり、府立〇〇高校において当該取扱いができる根拠がわかる資料。 2. 乙第1号証「前段」にあるとおり、府立〇〇高校において「自習時間中に生徒たちがその科目の学習をした」ということを確認する必要がある」という根拠がわかる資料。 3. 乙第1号証2頁にあるとおり、府立〇〇高校において「本校では自主的な学習ができない生徒が少なくない」という根拠がわかる資料。 4. 乙第1号証2頁の教頭の発言にあるとおり、府立〇〇高校において自習監督が「学校の職務であるが、特定個人の職務ではない」という根拠がわかる資料。 5. 乙第1号証2頁の教頭の発言にあるとおり、府立〇〇高校において教員が体調不良であっても授業に穴が空く場合には年次有給休暇を取得できない根拠がわかる資料。 以上5件 〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における乙第1号証を添付する。なお、本件被告は〇〇である。	教育振興室 高等学校課	令和元年7月1日付け 教高第2097号	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。 (本件決定は、請求内容1から4に係るものである。)	令和元年7月4日	本件において請求している文書は、〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における乙第1号証において、〇〇が陳述している根拠となるものである。〇〇の職にあった者が根拠無く裁判資料を陳述することは考え難いため、不存在による非公開決定は著しく不当である。 別紙「1」については、〇〇高校教務部において自習の規定を扱った文書が存在しているの、それを公開すること。特に、〇〇高校に限らず「自習でもその科目の授業をしたこととして扱っている」としている府教委の根拠文書があればそれを公開すること。 別紙「4」についても、〇〇高校前教頭の発言にあるとおり、〇〇高校に限らず「自習監督が『学校の職務である』ことを明記した府教委の根拠文書を公開すること。
2	令和元年6月23日 (令和元年度請求 受付番号第547号)	請求する文書は以下のとおり。 1. 答弁書2頁に、「1月12日(金)3限に職員室の隅で、自習監督のK先生から非常勤講師O先生の自習課題に対して困っている」とあり、平成30年1月12日(金)3限に府立〇〇高校3年2組において非常勤講師O先生が出した「現代社会」の自習課題。 2-1. 答弁書1頁に、「原告の課題を無視していない。教務部で問題視した」とあり、府立〇〇高校教務部で当該事案を問題視した事実がわかる文書。 2-2. 同様に、府立〇〇高校教務部で当該事案を問題視した根拠がわかる文書。具体的には同校における自習に関する規定(平成29年度)を請求する。 3-1. 答弁書1頁に、「原告の指示に反していない」他の課題もするように生徒に指示した」とあり、教科担当が出した自習課題以外の課題を、自習監督担当の判断で反故にできる根拠がわかる文書。 3-2. 実際に、平成30年1月15日(月)3限に出された「他の課題」がわかる文書。 4. 平成30年1月に、府立〇〇高校において、上記の自習課題について「例の件」という文書名で社会科において閲覧された文書。なお、既に訴訟資料として副本を所持しているので、原本を公開すること。 以上6件 〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における被告「答弁書」を添付する。なお、本件被告は〇〇である。	教育振興室 高等学校課	令和元年8月1日付け 教高第2483号	不存在 非公開	本件公開請求に係る2-1、2-2、3-1の行政文書については、作成していないため、管理していない。1、3-2の行政文書については、既に廃棄しているため、管理していない。4については、行政文書として管理していない。	令和元年8月5日	請求文書1について、〇〇高校社会科準備室にあるパソコンにWordファイルとして保存してあるという情報を入手したので、探して確認すること。 請求文書4について、〇〇高校社会科準備室にあるパソコンにWordファイルとして保存してあるという情報を入手したので、探して確認すること。この文書は社会科において作成、閲覧されたものであるの、行政文書である。よって、管理していないと言うのは虚偽である。また、参考までに、訴訟資料としての副本を合わせて提出する。 請求文書2-1、2-2及び3-1について、〇〇が作成した答弁書に基づく文書を請求しているものであるの、文書は当然存在する。 請求文書3-2について、文書の保存年限は1年であると思われるので、誤廃棄であればそれを明示すること。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
3	令和元年11月18日 (令和元年度請求 受付番号第1286 号)	1. 府立〇〇高校において令和元年度に発覚した「いじめ案件」について、保護者やマスコミ等の外部機関から収受した文書。 2. 上記案件について、府立〇〇高校における懲戒規定では「いじめ停学10日以上」とあるにも関わらず、著しく軽微な懲戒内容となった経緯が分かる文書。	教育振興室 高等学校課	令和元年12月4日付け 教高第3388号	公開請求 拒否	本件請求は、府立〇〇高校におけるいじめ案件に係るものであり、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、いじめ案件の有無を答えることになる。いじめ案件の有無については、同校の関係者であれば、他の情報と結びつけることにより、当該関係者が特定され、さらに懲戒の有無を答えることにもつながる。このような情報は、個人の経歴に関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり、条例第9条第1号に該当する。したがって、条例第12条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。	令和元年12月9日	「本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、いじめ事案の有無を答えることになる」とあるが、いじめ事件の有無そのものは個人情報に該当するものではなく、また、いじめ事件であっても報道提供されるものもあるため、必ずしもその事件の存在そのものが公開決定拒否の理由になるものではない。よって、当該処分は職権濫用であり、条例の範囲内での公開を求める。
4	令和元年11月18日 (令和元年度請求 受付番号第1285 号)	1. 府立〇〇高校において令和元年度に発覚した「傘盗難案件」について、当該高校における懲戒規定では「窃盗 停学」とあるにも関わらず、著しく軽微な懲戒内容となった経緯が分かる文書。 2. 府立〇〇高校において令和元年度に発覚した「賭博案件」について、当該高校における懲戒規定には賭博に関する規定は存在しないにも関わらず、著しく重い懲戒内容となった経緯が分かる文書。	教育振興室 高等学校課	令和元年12月4日付け 教高第3387号	公開請求 拒否	本件請求は、府立〇〇高校における懲戒処分に係るものであり、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、特定事案の有無を答えることになる。特定事案の有無については、同校の関係者であれば、他の情報と結びつけることにより、当該関係者が特定され、さらに懲戒の有無を答えることにもつながる。このような情報は、個人の経歴に関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり、条例第9条第1号に該当する。したがって、条例第12条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。	令和元年12月9日	「本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、特定事案の有無を答えることになる」とあるが、特定事案の有無そのものは個人情報に該当するものではない。よって、当該処分は職権濫用であり、条例の範囲内での公開を求める。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
5	令和元年12月9日 (令和元年度請求 受付番号第1375 号)	府立〇〇高校で勤務する教員に関して、「〇〇」と、1年3組の生徒が授業中に大声で発言してクラス内が騒然とした件について、 1. 他の教員の出身大学を、断りなく生徒に公開することができる根拠が分かる文書 2. 当該案件がハラスメントに当たらないことが分かる文書 3. 生徒はどのような教職員と関わってはいけないのかの線引きが分かる文書	教育振興室 高等学校課	令和元年12月24日付 け教高第3570号	不存在 非公開	本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。	令和元年12月27日	教職員の出身大学は、教職員個々人の個人情報に該当すると考えられるが、本件ではクラスの生徒にそれを伝達した上に「関わってはいけない」などと忠言しているため、本件1～3で請求した文書(その言動の根拠となるもの)が存在することは明白である。よって、その行政文書を求める。
6	令和元年8月5日 (令和元年度請求 受付番号第812号)	請求する文書は以下のとおり。 1-1. 第2準備書面4頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生じた事案」とあり、府立〇〇高校において自習がどのようなものとして定義されるのかわかる文書。 1-2. 第2準備書面4頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生じた事案」とあり、府立〇〇高校では、どのような状態であれば自習が成立しているのかを判断することのできる根拠がわかる文書。 1-3. 第2準備書面4頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生じた事案」とあり、府立〇〇高校では、どのような状態であれば自習の成立が困難となるかを判断することのできる根拠がわかる文書。 2-1. 第2準備書面4頁に、「〇〇高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」とあり、平成29年度において当該職員会議で説明された際の記録。 2-2. 第2準備書面4頁に、「〇〇高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」とあり、平成29年度において当該職員会議で説明された際の配付資料。 3. 大阪府行政文書管理規則別表(第十七条関係)において、高校で適宜出題される「自習課題」がどこに該当するのかわかる文書。 以上6件 〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における被告第2準備書面(すでに別件で提出しているので4頁のみ)を添付する。なお、被告は〇〇であり、〇〇である。	教育振興室 高等学校課	令和元年8月21日付 け教高第2570号	不存在 非公開	本件公開請求に係る1-1、1-2、1-3及び3については、作成していないため、管理していない。 (本件請求内容は、1-1、1-2、1-3及び3に係るものである。)	令和元年8月29日	本件において不存在とされるうち、1-1については、「自習の成立が困難」とあるように、何を以て自習が成立するのかが分からなければ、それを困難と判断することはできないため、当然その根拠が存在するはずである。1-2、1-3についても、1-1と同様に、何を以て自習が成立するのかが分からなければ、成立しているかどうかの判断ができないため、当然その根拠が存在する。 3については、期末テスト等の定期考査が行政文書として公開対象となっているため、同様に自習課題も公開対象となっていることが推察されるが、既に教育委員会はこの文書を破棄しており、行政文書の管理が不適切である疑義がある。行政文書であれば、保存期間が定められているため、これを請求するものである。よって公開を求める。
7	令和元年12月9日 (令和元年度請求 受付番号第1371 号)	府立〇〇高校で病気休職している職員に関して、当該校教務部教職員が「病気休職するより死んでくれた方が、正規の代替人員が来るのでより良い」と職員室で発言したことについて、当該校校長および教頭が当該発言をした職員から事情を聞き取った内容が分かる文書。	教職員室 教職員人事課	令和元年12月24日付 け教職人第3943号	不存在 非公開	上記の文書については、保管していない。	令和元年12月27日	本件について、令和元年9月26日に府立〇〇高校校長および教頭が「事実確認をする」と発言しているため(録音あり)、聴取りなどを行った内容・結果の公文書が存在することは明白である。よってその文書を公開すること。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
8	令和元年6月16日 (令和元年度請求 受付番号第508号)	請求する文書は以下のとおり。 1. 乙第1号証「前段」に、「自習でもその科目の授業をしたこととして扱っている」とあり、府立〇〇高校において当該取扱いができる根拠がわかる資料。 2. 乙第1号証「前段」にあるとおり、府立〇〇高校において「自習時間中に生徒たちがその科目の学習をした」ということを確認する必要がある」という根拠がわかる資料。 3. 乙第1号証2頁にあるとおり、府立〇〇高校において「本校では自主的な学習ができない生徒が少なくない」という根拠がわかる資料。 4. 乙第1号証2頁の〇〇の発言にあるとおり、府立〇〇高校において自習監督が「学校の職務であるが、特定個人の職務でない」という根拠がわかる資料。 5. 乙第1号証2頁の〇〇の発言にあるとおり、府立〇〇高校において教員が体調不良であっても授業に穴が空く場合には年次有給休暇を取得できない根拠がわかる資料。〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における乙第1号証を添付する。なお、本件被告は〇〇である。	教職員室 教職員人事課	令和元年7月2日付け 教職企第1476号	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため、管理していない。 (本件決定は、請求内容5に係るものである。)	令和元年7月4日	本件において請求している文書は、〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における乙第1号証において、府立〇〇高校 〇〇が陳述している根拠となるものである。〇〇の職にあった者が根拠無く裁判資料を陳述することは考え難いため、不存在による非公開決定は著しく不当である。 この発言については、当該訴訟において原告の主張とも食い違ふことなく、〇〇の発言として裁判所に認められたものであり、既に提出した〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における被告第1準備書面2頁上段にあるとおり、「授業に穴が空くようなどり方はできない」と言った」とあり、〇〇本人も認めているものである。労働基準法第39条5項によれば、「使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。」とあり、授業に穴が空く空かないに関わらず、有給休暇の取得を拒むことはできない。しかし、同ただし書によれば「ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。」とあるため、その行為が「事業の正常な運営を妨げる場合と判断」することができる根拠を府教委が所持していることは明白である。 また、労働者が有給休暇を取得する場合に代替の人員をあてがうのは使用者(この場合は管理職)である〇〇の責務であるため、そもそも「授業に穴が空くようなどり方はできない」という発言が教職員に対して発せられること自体が違法行為であるにも関わらず、こうした発言をすることができることは、すなわちその根拠が存在することが明白である。
9	令和元年8月5日 (令和元年度請求 受付番号第812号)	請求する文書は以下のとおり。 1-1. 第2準備書面4頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生じた事案」とあり、府立〇〇高校において自習がどのようなものとして定義されるのかわかる文書。 1-2. 第2準備書面4頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生じた事案」とあり、府立〇〇高校では、どのような状態であれば自習が成立しているのかを判断することのできる根拠がわかる文書。 1-3. 第2準備書面4頁に、「自習監督が自習の成立が困難な状態になっていることを首席に相談したことがきっかけで生じた事案」とあり、府立〇〇高校では、どのような状態であれば自習の成立が困難となるのかを判断することのできる根拠がわかる文書。 2-1. 第2準備書面4頁に、「〇〇高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」とあり、平成29年度において当該職員会議で説明された際の記録。 2-2. 第2準備書面4頁に、「〇〇高校における申し合わせとして、教務部が職員会議で説明している」とあり、平成29年度において当該職員会議で説明された際の配付資料。 3. 大阪府行政文書管理規則別表(第十七条関係)において、高校で適宜出題される「自習課題」がどこに該当するのかわかる文書。 以上6件 〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における被告第2準備書面(すでに別件で提出しているので4頁のみ)を添付する。なお、被告は〇〇であり、〇〇である。	教育振興室 高等学校課	令和元年9月12日付け 教高第2570-2号	部分公開	条例第9条第1号に該当する。 本件非開示部分は、個人を特定する情報である。かかる事実は請求者以外の個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 (本件決定は、請求内容2-1に係るものである。)	令和元年10月7日	〇〇裁判所平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における被告第1準備書面2頁によれば、「〇〇高校においては、授業担当者又は教科が自習課題を準備し、(略)通例としており」とあるが、本件公開文書においては、「急な場合は教科で作成する」とあるため齟齬が生じており、こうした通例について記載されておらず、不当である。 よって、他の適切な文書の全部公開を要求する。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
10	令和2年1月30日 (令和元年度請求 受付番号第1534 号)	府立〇〇高校について、 1. 大学進学をする生徒の「指定校推薦」にあたり、どのような手順・基準で推薦対象者を決定するのかわかる資料 2. 上記推薦対象者を決定するときに、評定平均の小数部分を四捨五入することによって、成績が高い生徒よりも低い生徒のほうが推薦対象者となっている事実がわかる資料 3. 令和2年1月29日実施の保護者進路説明会で、今年度に指定校推薦で合格した生徒の具体的な評定平均を進路担当者が発表したことにより、当該生徒の評定平均が保護者に公開された経緯がわかる資料	教育振興室 高等学校課	令和2年2月12日付け 教高第3941号	不存在 非公開	本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち、2及び3に係るものです。)	令和2年2月16日	請求文書「2」について、通常は指定校推薦の対象者は、成績順に決定されるが、府立〇〇高校においては評定平均の四捨五入を理由として成績が高い生徒よりも低い生徒を推薦対象者として決定している事実があるため、その根拠となる文書が存在することは自明である。 請求文書「3」について、通常、生徒の成績は個人情報に該当するため、他の生徒・保護者に伝達することはありえないが、合格者の成績を保護者進路説明会で発表することにより、校内関係者が進学者を特定することにより特定個人の成績が多くの人に知られることとなったため、その根拠となる文書が存在することは自明である。
11	令和元年10月21日 (令和元年度請求 受付番号第1185 号)	1. 府立〇〇高校での定期考査問題がどのような基準・内容で作成されるのかを定めた文書。 2. 別添の文書(省略)にあるように、「現状では保護者への説明が困難であるので作成されないように」とする根拠がわかる文書。 3. 別添の文書(省略)にあるように、「作成をお願いできない場合は教科に作成をお願いせざるを得ない」とする根拠がわかる文書。 4. 別添の文書(省略)は、校長が業務に関連するものとして公に作成したものであるから、公文書であるため、この原本および組織での意思決定が行われた経緯が分かる文書を請求する。 なお、別添(省略)の文書は、府立〇〇高校校長が作成した文書である。	教育振興室 高等学校課	令和元年11月6日付け 教高第3154号	不存在 非公開	作成していないため、管理していない。 (本決定は請求内容の「1」、「2」、「3」及び「4」のうち「組織での意思決定が行われた経緯が分かる文書」に係る文書)	令和元年11月18日	1. 府立〇〇高校での定期考査問題がどのような基準・内容で作成されるのかを定めた文書について、請求別紙(省略)によれば校長が問題作成者に対して定期考査問題の内容変更を強要しており、当該行為によって問題作成者および生徒が混乱したことは明らかである。正当な根拠もなくこのような強要を行うことは裁量権の逸脱であり、不当であると考えられることから、当然、定期考査問題がどのような基準・内容で定めた文書が存在することは明白であり、校長はそれに従ってそのような指示を行ったものである。 2. 「現状では保護者への説明が困難であるので作成されないように」とする根拠がわかる文書について、そもそも考査問題について事前に校長が検閲をして再作成させる行為は、当該学校でその他に同様の検閲・再作成を行っていない限りは特定の教職員に対するパワー・ハラスメントにあたることが明白であり、保護者への説明についても当該学校でその他に同様の説明を行っていない限りは同様に特定の教職員に対するパワー・ハラスメントにあたることが明白であるため、当然、どのような定期考査内容であれどのような説明を保護者にするのかを事前に定めたものが存在し、校長はそれに従ってそのような指示を行ったものである。 3. 「作成をお願いできない場合は教科に作成をお願いせざるを得ない」とする根拠がわかる文書について、授業担当者が問題を作成させてもらうことができない場合に、他の教員に代理で作成させることは、職務の割り振りにおいて著しく不公平であるため、正当な根拠もなくこのような強要を行うことは裁量権の逸脱であり、不当なパワー・ハラスメントであると考えられることから、当然、当該基準を定めた文書が存在することは明白であり、校長はそれに従ってそのような指示を行ったものである。 4. 当該文書は公文書として作成された以上、組織としての意思決定がなされているのは当然であり、仮にその経緯がわかる文書が存在しないとすれば、校長が身勝手な行為として独断で作成した文書となってしまったため、存在しないことはあり得ない。
12	令和元年9月21日 (令和元年度請求 受付番号第1053 号)	令和元年度2学期に府立〇〇高校で出された、3年4～7組「現代社会」の自習課題の指示が分かるもの全て(指示が分かる文書のみを請求するものであり、課題そのものは不要)。	教育振興室 高等学校課	令和元年10月4日付け 教高第2884号	公開	—	令和元年10月21日	本来作成された文書は、別添(省略)の通りであるため、この原本を公開すること。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
13	令和元年12月23日 (令和元年度請求 受付番号第1432 号)	<p>府立〇〇高校について、</p> <p>A. 特定の教員の評価・批判について書かれている2019年度学校教育自己診断の作成を、管理職以外が行うことができる根拠。(具体的には、〇〇委員会の構成員である「教諭」が教員個人名の入ったアンケートを入力して、議論し、校正・抹消することができる根拠)</p> <p>B. 上記Aについて、管理職以外が当該文書を作成することは不適切であると教頭が認めていることが分かる文書(令和元年12月23日職員会議記録。当該記録がない場合は公開不要)。</p> <p>C. 別添1-1のとおり、「〇〇」と保護者が認識する程度の事態が発生している具体的事例がわかる文書。</p> <p>D. 別添1-2のとおり、特定の科目についての批判的意見を、管理職以外の教員が〇〇委員会で目にする事ができる根拠。</p> <p>E. 別添1-2のとおり、体育での「連帯責任」の具体的内容および当該行為が体罰に当たらないことが分かる文書。</p> <p>F. 別添1-3のとおり、〇〇委員会の資料では情報漏洩問題についての対応方法についての意見があげられていたにも関わらず、別添1-1のように職員会議の資料では抹消できる根拠。</p> <p>G. 別添2-2のとおり、特定の教員についての批判的意見を管理職以外の教員が〇〇委員会で目にする事ができる根拠。</p> <p>H. 「2019年度 学校教育自己診断 保護者コメント」および「2019年度 学校教育自己診断 教職員コメント」</p>	教育振興室 高等学校課	令和2年1月24日付け 教高第3773号	不存在 非公開	<p>本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。 (この決定は、公開請求のあった、A、B、C、D、E、F、Gに該当するものです。)</p>	令和2年1月28日	<p>請求文書「A」について、教職員の評価等に関わる案件は通常は管理職が行うべきところ、〇〇高校では一般の教諭等が行っているため、別に定めた運用規定が存在することは明白である。</p> <p>請求文書「B」について、発言をした際に記録された会議資料が存在しないことはありえないので、情報隠匿にあたる。</p> <p>請求文書「C」について、これまで教職員から管理職あてにモラハラ・パワハラであるとの訴えがなされた際の記録を公開すること。</p> <p>請求文書「D」について、当該教科の教員が少ない等の理由で、対象の教員当事者が特定される場合には、その教科名を伏せる等の配慮・対応を行うべきところ、〇〇高校ではそうならないため、別に定めた運用規定が存在することは明白である。</p>
14	令和2年2月7日 (令和元年度請求 受付番号第1573 号)	<p>府立〇〇高校における令和2年2月6日の職員会議記録。(ただし、職員会議終盤の生徒支援に関する問答についての記録のみで良い。)</p>	教育振興室 高等学校課	令和2年2月21日付け 教高第4026号	部分公開	<p>条例第9条第1号に該当する。 本件、行政文書の非公開部分は、公開することにより、個人が特定される恐れがある情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。</p>	令和2年3月6日	<p>公開文書には「生徒支援委員会からの要望」との標題があるが、別添資料(省略)の通り、当該案件は生徒支援委員会からではなく、担任が生徒支援委員会を bypass して個人的に要望しているものであるため、このような記載は不適切である。よって、適切に記載されているものを公開すること。</p>

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
15	平成31年3月22日 (平成30年度請求 受付番号第1580 号)	平成31年3月19日付け教職人第4808号において部分公開された「平成29年度 府立〇〇高等学校 時間割」について、正規任用の職員以外に、常勤講師・非常勤講師を、「何の名目」で「どの教科」に「何時間」配当するに至ったのか、講師時間数を配当するにあたっての積算の根拠となる資料。常勤・非常勤講師を配置した根拠となる資料。(配置した結果を求めるものではない) 従前の公開請求に於いても「誰に対して、どの教科に対して、何の名目で配当されたものか個別具体的一覧としてわかるもの」を請求しているにもかかわらず、教職人第4808号において部分公開された内容は職員名簿と時間割のみであり、不服申し立てをしても良いが、手続きの省略のため内容をより具体的に再度請求するもの。	教職員室 教職員企画 課	平成31年4月5日付け 教職人第1039号	部分公開	条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)に記載された情報は、個人の所得等に繋がり得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。	平成31年4月12日	審査請求にかかる処分は、次の点が違法不当である。 本件請求は、平成31年3月19日付け教職人第4808号において部分公開された「平成29年度 府立〇〇高等学校 時間割」について、正規任用の職員以外に、常勤講師・非常勤講師を、「何の名目」で「どの教科」に「何時間」配当するに至ったのか、講師時間数を配当するにあたっての積算の根拠となる資料。常勤・非常勤講師を配置した根拠となる資料。(配置した結果を求めるものではない)を求めたものである。 大阪府教育委員会は、各学校に対して、首席1名8時間、司書教諭2時間など、具体的な役職について、あるいは、産後時短勤務や、教科担当者の不足により、常勤あるいは非常勤講師の時間数を割り当てて配当を行っている。その時間数の積算を元に、各校では具体的に講師の決定をしている。 しかしながら、本件公開決定はその積算の内訳が具体的に分かるものではなく、〇〇高校がその配当された時間を利用してどのように時間割を作成したのかという事後的な資料を示すに過ぎない。また、教職員人事グループおよび教務グループは、本件決定を行うに際して、何を行政文書として公開ないし部分公開すべきなのかを請求人に一切確認せず、2度に亘って不十分な情報公開決定を行うなど、業務執行のあり方として著しく不適切である。
16	平成31年4月11日 (平成31年度請求 受付番号第121号)	平成29年度において、大阪府立〇〇高校に配当された講師時間数(常勤・非常勤)について、その配当の根拠が分かる資料。具体的には、首席8時間、司書教諭2時間など、何の役職に対して何時間が配当されたのか、あるいは、産後時短勤務や教科に配当されるものなど、その時間数が配当されるに至った根拠の積算内訳が分かる資料。	教職員室 教職員企画 課	平成31年4月25日付け 教職人第1332号	部分公開	条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書(非公開部分)に記載された情報は、個人の所得等に繋がり得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。	令和元年5月3日	審査請求にかかる処分は、次の点が違法不当である。 本件請求は、平成31年3月19日付け教職人第4808号において部分公開された「平成29年度 府立〇〇高等学校 時間割」について、正規任用の職員以外に、常勤講師・非常勤講師を、「何の名目」で「どの教科」に「何時間」配当するに至ったのか、講師時間数を配当するにあたっての積算の根拠となる資料。常勤・非常勤講師を配置した根拠となる資料。(配置した結果を求めるものではない)を求めたものである。 大阪府教育委員会は、各学校に対して、首席1名8時間、司書教諭2時間など、具体的な役職について、あるいは、産後時短勤務や、教科担当者の不足により、常勤あるいは非常勤講師の時間数を割り当てて配当を行っている。その時間数の積算を元に、各校では具体的に講師の決定をしている。 しかしながら、本件公開決定はその積算の内訳が具体的に分かるものではなく、〇〇高校がその配当された時間を利用してどのように時間割を作成したのかという事後的な資料を示すに過ぎない。また、教職員人事グループおよび教務グループは、本件決定を行うに際して、何を行政文書として公開ないし部分公開すべきなのかを請求人に一切確認せず、2度に亘って不十分な情報公開決定を行うなど、業務執行のあり方として著しく不適切である。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
17	令和元年6月16日 (令和元年度請求 受付番号第507号)	<p>請求する文書は以下のとおり。</p> <p>1-1.「弁明書」5頁に、「府教委は、それぞれの学校の全体の非常勤講師時間数の必要性(正規教員の持ち授業時間の状況、育児短時間勤務者や再任用短時間勤務者の人数など)について学校長からヒアリングを行い、府教委の非常勤講師に係る全体の予算等を踏まえて、各学校全体の非常勤講師時間数を決定し、各校長に通知する。」とあり、平成29年度当初人事のための府立〇〇高校にかかる当該「ヒアリング」の際に作成した行政文書全て。</p> <p>1-2.上記と同様に、府立〇〇高校に関して平成29年度当初人事のために「学校長に通知する」際に作成した行政文書全て。</p> <p>2-1.「被告答弁書」『訴状「紛争の要点(請求の原因)」に記載の「5 入学者選抜委員について」』(以下「2-1」)に記載の「平成28年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」よりも以前の「平成24年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」に採用された公民科教員が、地理歴史の授業について採用時の区分に関わりなく、授業を担当させることができる根拠がわかる資料。</p> <p>2-2.上記と同様に、「平成24年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」によって採用された公民科教員に対して、合格判定科目以外である〇〇の授業を恒常的に担当させることができる根拠がわかる資料。</p> <p>3.「被告第1準備書面」1頁に「常勤の講師の採用については、講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されているため、学校の判断で任意の教科に採用することができない」とあり、平成29年度において府立〇〇高校に対して常勤講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されたことがわかる資料。育休代替や少人数授業に対する加配など、当該教科への配当根拠がわかるものも合わせて請求する。</p> <p>令和元年6月13日付教職人第1487号「弁明書」および、〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における被告答弁書、被告第1準備書面を添付する。なお、本件被告は平成28-29年度において〇〇であり、平成30年度以降は現在に至るまで〇〇である。</p>	教職員室 教職員企画課	令和元年7月3日付け 教職人第2025号	不存在 非公開	<p>本件公開請求に係る行政文書については、存在していないため管理していない。</p> <p>(本件決定は、請求内容2-1、2-2、3(少人数授業に対する加配を除く。)に係るものである。)</p>	令和元年7月6日	<p>本件文書は、〇〇裁判所 平成〇〇年(〇〇)第〇〇号「〇〇請求事件」における被告(〇〇)の証言を元に請求した文書である。</p> <p>先に提出した同被告答弁書によれば、「社会」の教員免許状を持つ教員並びに「地理歴史」と「公民」の両方の免許を持つ教員は、「地理歴史」と「公民」の両方の授業を担当することが可能であり、採用時の区分に関わりなく、授業を担当している。と説明している。採用時の労働条件説明に関係なく、当該取り扱いをしていることが〇〇の職にあった者によって証言されているので、当然そのように規定された文書が存在することは明白である。同様に、採用時の労働条件説明に関係なく〇〇の授業を担当させることができる根拠も存在することが明白である。</p> <p>また、〇〇は「常勤の講師の採用については、講師を割り当てる教科が府教育委員会から指定されている」とも証言しているため、指定した際の文書が存在することも明白である。</p>
18	令和元年6月16日 (令和元年度請求 受付番号第507号)	前記17に同じ。	前記17に同じ。	前記17に同じ。	部分公開	<p>条例第9条第1号に該当する。</p> <p>本件行政文書(非公開部分)に記載された情報は、育児短時間勤務者等の要配慮者に係る授業時間数や育児短時間勤務者等の代替に係る非常勤講師時間数などであり、「存否を明らかにすると要配慮者の有無を示す」となり、「特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当」とあるとしている。</p> <p>しかしながら、育児短時間勤務者等の要配慮者に係る授業時間数や育児短時間勤務者等の代替に係る非常勤講師時間数を示すだけでは、誰が当該要配慮者であるのかを識別することは難しいため、個人が特定されるものではない。従って、「特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報」ではないため、氏名のみが非公開とされるべきであり、本件決定における非公開部分は過剰である。よって、当該文書の部分公開決定について、公開範囲の拡大を求める。</p>	令和元年7月6日	<p>本件文書において部分公開とされる部分は、「育児短時間勤務者等の要配慮者に係る授業時間数や育児短時間勤務者等の代替に係る非常勤講師時間数など」とあり、「存否を明らかにすると要配慮者の有無を示す」となり、「特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当」とあるとしている。</p> <p>しかしながら、育児短時間勤務者等の要配慮者に係る授業時間数や育児短時間勤務者等の代替に係る非常勤講師時間数を示すだけでは、誰が当該要配慮者であるのかを識別することは難しいため、個人が特定されるものではない。従って、「特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報」ではないため、氏名のみが非公開とされるべきであり、本件決定における非公開部分は過剰である。よって、当該文書の部分公開決定について、公開範囲の拡大を求める。</p>

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
19	令和元年6月16日 (令和元年度請求 受付番号第507号)	前記17に同じ。	前記17に同 じ。	前記17に同じ。	部分公開	前記18に同じ。	令和元年8月13日	<p>本文書において部分公開とされる部分は、「育児短時間勤務者等の要配慮者に係る授業時間数や育児短時間勤務者等の代替に係る非常勤講師時間数など」であり、「存否を明らかにすると要配慮者の有無を示す」となり、「特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたいくないと望むことが正当」であるとしている。</p> <p>本件公開決定文書の内容を確認すると、特定の個人が識別されない範囲の数字までが黒塗りとなっており、本件決定における非公開部分は過剰である。よって、当該文書の部分公開決定について、公開範囲の拡大を求める。具体的には、例えば「平成29年度 教育課程の実施のための授業時数等に係る資料」における「担当教員授業時数」について、担当教員授業時数が非公開となっているが、この時間数のみをもって誰が育児短時間勤務者等の要配慮者であったり、育児短時間勤務者等に該当するのかわかることはできない。よって当該決定は不当である。</p>
20	令和2年2月23日 (令和元年度請求 受付番号第1655 号)	<p>以下の①～⑩については、別添「〇〇高校における令和2年2月6日の職員会議での問答」に関するものである。</p> <p>1. ①について、A教諭が〇〇高校に勤務している(いた)教員が精神疾患で休むことに対して、「〇〇」などと職員室で継続的かつ複数人に吹聴していた事実がわかる文書。</p> <p>2. ①について、A教諭が精神疾患で休む教員を情けなく思う一方で、生徒支援委員として精神疾患の生徒をサポートすべきだとする二面性の根拠がわかる資料。</p> <p>3. ②について、〇〇高校で、遅刻した生徒に原稿用紙に漢字の書き取りをさせていることについて、学習指導要領における位置づけがわかる資料。</p> <p>4. ③について、〇〇高校で、遅刻した生徒に原稿用紙に漢字の書き取りをさせる場合とさせない場合の基準がわかる資料。</p> <p>5. ④について、当該診断書を生徒指導部に提出した際に「〇〇」などとして生徒指導部長が発言した事実がわかる文書。</p> <p>6. ④について、当該診断書の提出があつたにも関わらず、遅刻した際に漢字指導を行った根拠。</p> <p>7. ⑤について、支援委員会に生徒支援事案をあげるための手順がわかる資料。</p> <p>8. ⑤について、支援委員会に生徒支援事案をあげなくとも、職員会議に議題としてあげることができる根拠。</p> <p>9. ⑥について、職員会議に議題を提出するために運営委員会を通さなければいけない根拠。</p> <p>10. ⑥について、職員会議に議題を提出するために運営委員会を通さなければいけないにも関わらず、一部教員だけが「お友達集団」としてその規定を無視して恣意的に議事進行できる根拠。</p> <p>以上10件</p>	教育振興室 高等学校課	令和2年3月11日付け 教高第4278号	不存在 非公開	<p>本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち、1、2、3、5、6、7、8、9、10に係るものです。)</p>	令和2年3月16日	<p>請求文書1について、校長による聞き取り面談における記録があるはずなのでそれを公開すること。</p> <p>請求文書7について、手順を学習するように当該校の教諭が発言しているため、手順がわかる資料が存在していることは明白である。</p> <p>請求文書9について、当該校の首席が「職員会議に提出する議題は運営委員会を通すように」と発言しているため、その根拠がわかる資料が存在していることは明白である。</p>
21	令和2年4月22日 (令和2年度請求 受付番号第144号)	令和元年度に、府立〇〇高校の生徒が、〇〇市内における原動機付自転車の交通違反で〇〇警察署員に取り締まりを受けた際に、同生徒が交通反則告知書に記載した携帯電話番号に対して、同署員が同生徒を食事に誘うなどの個人的な内容の連絡を繰り返していることについて、同生徒から相談を受けた同校教員が同校校長に状況報告をした後に、同校長がどのように対応したのかわかる文書。	教育振興室 高等学校課	令和2年5月7日付け 教高第1388号	不存在 非公開	<p>本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。</p>	令和2年5月11日	<p>通常、校長が教員から同様のトラブル報告を受けた際は調査を行うため、公文書が存在しないことはあり得ない。従って当該文書の公開を要求する。</p>

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
22	令和2年5月24日 (令和2年度請求 受付番号第298号)	1. 大阪府教職員親睦会連合会と大阪府の関係がわかる文書 2. 大阪府教職員親睦会連合会による引去金を、大阪府の給与システムによって控除できる根拠がわかる文書 3. 大阪府教職員親睦会連合会による引去金について、別添のとおり、○銀行代理人弁護士 ○氏と、大阪府との間で持たれた話し合いの内容がわかる文書	学校総務 サービス課	令和2年6月10日付け 教学総第1490号	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書は、作成または取得していないため、管理していない。 なお、「大阪府教職員親睦会連合会」(以下「連合会」という。)への掛金等については、教職員本人から金融機関あての「預金口座振替依頼書」、及び連合会あての「預金口座振替払いに関する届出書」が事前に提出されていることから、「大阪府学校職員の互助制度に関する条例」に基づく教職員の利便性向上を前提に府教育庁で取りまとめて処理しているもの。 (本決定は請求内容の「2」にかかる文書)	令和2年6月12日	請求文書2. について、根拠無く給与から引去金を控除することは労基法第24条1項「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」に反することから、他に定めた根拠があることは自明である。また、大阪府学校職員の互助制度に関する条例では、給与システムにおける引き落としが可能であることについて具体的な記載がないため理由に当たらない。よって不服とする。
23	令和元年12月23日 (令和元年度請求 受付番号第1432 号)	府立○○高校について、 A. 特定の教員の評価・批判について書かれている2019年度学校教育自己診断の作成を、管理職以外が行うことができる根拠。(具体的には、○○委員会の構成員である「教諭」が教員個人名の入ったアンケートを入力して、議論し、校正・抹消することができる根拠) B. 上記Aについて、管理職以外が当該文書を作成することは不適切であると教頭が認めていることが分かる文書(令和元年12月23日職員会議記録。当該記録がない場合は公開不要)。 C. 別添1-1のとおり、「先生同士の仲がよくない。モラハラ・パワハラ的な雰囲気があるようだ」と子供が感じているようです」と保護者が認識する程度の事態が発生している具体的事例がわかる文書。 D. 別添1-2のとおり、特定の科目についての批判的意見を、管理職以外の教員が○○委員会で目にする事ができる根拠。 E. 別添1-2のとおり、体育での「連帯責任」の具体的内容および当該行為が体罰に当たらないことが分かる文書。 F. 別添1-3のとおり、○○委員会の資料では情報漏洩問題についての対応方法についての意見があげられていたにも関わらず、別添1-1のように職員会議の資料では抹消できる根拠。 G. 別添2-2のとおり、特定の教員についての批判的意見を、管理職以外の教員が○○委員会で目にする事ができる根拠。 H. 「2019年度 学校教育自己診断 保護者コメント」および「2019年度 学校教育自己診断 教職員コメント」	教育振興室 高等学校課	令和2年5月1日付け 教高第1160号	部分公開	条例第8条第1項第2号に該当する。 本件行政文書の非公開部分は、保護者向けの「2019年度 学校教育自己診断」で集められた情報であるが、その際に用いた「学校教育自己診断 回答用紙」には記入されたことを公表しないことが明記されており、公開することにより、以後学校教育自己診断への保護者の協力を得ることが著しく困難になると認められるため。 (本件決定は、請求内容H. に係るものである)	令和2年5月11日	請求文書H「保護者コメント」について、令和2年5月1日付け教高第1159号による取消通知書によれば、「回答内容を公表しない旨の記載がある」ことにより部分公開決定となったことが考えられる。しかし、そもそも従前の文書は、府立○○高校の職員会議にて配布されたものを請求したものであって、アンケートに「回答内容を公表しない旨の記載がある」にも関わらず職員会議で配布されたということは、従前の文書を回答内容を公表するものであるとは考えられないので、公開されるべきである。すなわち、従前の文書を全部公開する行為が「公表」にあたるのであれば、職員会議で配布することすらも「公表」にあたるため、アンケートを実施した際の説明とは矛盾する。仮に、内容を文字に起こして職員会議で配布する行為が「公表」にあたらず、行政文書開示請求による公開が「公表」にあたるという解釈であればダブルスタンダードである。よって不当である。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
24	令和2年5月6日 (令和2年度請求 受付番号第197号)	<p>府立〇〇高校について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 〇〇年度から〇〇年度にかけて生じた「SNSを利用したいじめ事件」の被害者と思われるアカウント(以下「●●」)が、別添1(省略)のように〇〇の写真をSNSにアップするほど恨んでいる経緯が分かる資料 (アドレス省略) 別添2(省略)のように、●●が記載したアンケートをどのように校内で処理したのかわかる資料 (アドレス省略) 別添3(省略)で●●が指摘するように、〇〇高校の入試では監督中に睡眠しても問題ないことがわかる資料 (アドレス省略) ●●が関わったと思われる当該いじめ事件について、当該クラス担任がいじめの事実を知っておきながら、SNSにいじめの画像をアップするなどして、いじめの輪に加わっていたことを聞き取った内容が分かる資料 なお、〇〇。(証拠有り) 	教育振興室 高等学校課	令和2年5月21日付け 教高第1514号	不存在 非公開	本件請求文書は、作成又は保存していないため、管理していない。	令和2年7月13日	<p>請求資料3. について、入学者選抜監督中の睡眠が許されている旨が当該校入試マニュアルに記載されていることが考えられるため、それを公開すること。</p> <p>請求資料4. について、いじめ対策委員会の資料に当該画像が掲載されていることが考えられるため、それを公開すること。</p>
25	令和2年6月28日 (令和2年度請求 受付番号第539号)	<ol style="list-style-type: none"> 府立〇〇高校において、教員が生徒指導のために生徒の頭髪を切ることができる根拠。 別添(省略)のとおり、はさみを見るだけで震える生徒がPTSDではないことがわかる根拠。 	教育振興室 高等学校課	令和2年7月7日付け 教高第1946号	不存在 非公開	本件請求文書は、作成していないため、管理していない。	令和2年7月14日	<p>請求文書1. について、他人を傷害した場合には、刑法第204条の傷害罪が成立するにも関わらず、府立〇〇高校ではそのような生徒指導が実際に行われ、卒業生からの証言も得られているため、法の適用除外を受けることのできる根拠が存在するのは明らかである。</p>

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
26	令和2年7月29日 (令和2年度請求 受付番号第736号)	1. 別添資料1. は、「令和2年6月18日付け整理番号470情報公開請求の公開の実施について」により、高等学校課から開示された文書の一部である。これらはタイトルのみが記載されており、内容が分からないため、「課題1」(他14枚)の内容がわかる文書。 2. 別添資料2ないし3は、「令和2年6月18日付け整理番号470情報公開請求の公開の実施について」により、高等学校課から開示された文書の一部であり、元々は府立〇〇高校ホームページから印刷されたものである。 (1)生徒が特定できる形で公文書として公開できる根拠。 (2)当該生徒2名について、本人及び保護者からホームページ掲載許諾を得られたことがわかる資料 (3)未成年生徒の半裸画像を府立〇〇高校ホームページに掲載して良い根拠 3. 府教育センターが生徒作品等を資料等として外部に公表する際に「生徒の正面写真が写らないように」「生徒の直筆文字は活字に打ち直すように」などと定めているガイドライン	大阪府教育センター総務課	令和2年8月6日付け 教セ第2097号	不存在 非公開	請求された内容のガイドラインを有していない。 (本件決定は、請求内容3. に係るものである。)	令和2年8月17日	別添(省略)の「モデル授業実践事例集 令和元(2019)年度版」は、大阪府府民文化部消費生活センターが公益財団法人関西消費者協会に制作委託し、その過程で府教育センターが監修をおこなっているものであるが、生徒は正面を向いておらず、生徒の作成したワークシートやポスターも、生徒の文字ではなく活字となっている。これは府教育センターないし府の指示によるものであるため、当該ガイドラインが存在しないことはあり得ない。よって、これを公開すること。
27	令和2年4月24日 (令和2年度請求 受付番号第161号)	1. 府立高校において、今年度4月からの休校に際して課題を送付するのにあたり、普通郵便ではなくレターバックを使用している学校が分かる一覧 2. 府立〇〇高校において、今年度4月からの休校に際して第1回目の課題を送付するのにあたり、普通郵便ではなくレターバック(520円)を使用した合理的理由がわかる文書 3. 府立〇〇高校において、今年度4月からの休校に際して第2回目の課題を送付するのにあたり、普通郵便ではなくレターバック(370円)を使用した合理的理由がわかる文書 4. 上記2. 3. についての支出にかかる意思が決裁された文書 5. 上記2. 3. が経済合理的支出であることがわかる文書	施設財務課	令和2年5月11日付け 教施財第1695号	不存在 非公開	・請求内容「1」について 課題を送付する方法については、各学校長が判断する内容であり、一覧を作成するための調査を実施しておらず、作成及び管理していない。 ・請求内容「2」「3」「5」について 生徒に対する課題等の送付については、学校内の主要メンバーにより構成される運営委員会で検討を行い、レターバックを使用することを校長が決定し、事務室で購入しているが、その判断過程等に関する文書は作成及び管理していない。 なお、送付した課題等について普通郵便とレターバックを使用した場合の比較は以下のとおり ①郵便物の重量:250g以上かつ個人情報含む 普通郵便+簡易書留=570円 レターバックプラス=520円 ②郵便物の重量:250g以上かつ個人情報含まない 普通郵便=390円 レターバックライト=370円 (本決定は、請求内容「1」「2」「3」「5」にかかるもの)	令和2年5月14日	請求文書2.、3. および5. について、大阪府教育委員会は、教員採用試験の可否結果すら普通郵便で送付しているため、個人情報を含むことにより簡易書留等を利用する理由には当たらない。また、個人情報を含む場合に書留郵便を利用するのは明らかであるので、その根拠となる資料を公開すること。 また、「普通郵便+簡易書留=570円」と説明にあるが、これは250g以下の料金であるため、虚偽であるので訂正すること。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
28	令和2年5月24日 (令和2年度請求 受付番号第298号)	1. 大阪府教職員親睦会連合会と大阪府の関係がわかる文書 2. 大阪府教職員親睦会連合会による引去金を、大阪府の給与システムによって控除できる根拠がわかる文書 3. 大阪府教職員親睦会連合会による引去金について、別添のとおり、○ ○銀行代理人弁護士 ○○氏と、大阪府との間で持たれた話し合いの内容がわかる文書	教職員室 福利課	令和2年6月10日付け 教福第1131号	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書を作成しておらず、管理していないため。 (本決定は、本件公開請求のうち、「1. 大阪府教職員親睦会連合会と大阪府の関係がわかる文書」に係る決定です。)	令和2年6月12日	請求文書1.について、大阪府は「総務サービスシステム」に当該団体に対する引去金登録を行っているため、関係性がわかる文書が存在していることは自明である。職員採用説明会において当該団体への口座振替申込用紙を配布して○○銀行での口座登録を行わせている実態もあるため、関係性を明示する文書も無いことはあり得ない。よって、不服とする。
29	令和2年5月24日 (令和2年度請求 受付番号第298号)	1. 大阪府教職員親睦会連合会と大阪府の関係がわかる文書 2. 大阪府教職員親睦会連合会による引去金を、大阪府の給与システムによって控除できる根拠がわかる文書 3. 大阪府教職員親睦会連合会による引去金について、別添のとおり、○ ○銀行代理人弁護士 ○○氏と、大阪府との間で持たれた話し合いの内容がわかる文書	教職員室 福利課	令和2年6月10日付け 教福第1131号	公開請求 拒否	本件公開請求の行政文書の存在または不存在を明らかにすることは、条例第9条第1号に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることになるため。 (本決定は、本件公開請求のうち、「3. 大阪府教職員親睦会連合会による引去金について、別添のとおり、株式会社りそな銀行代理人弁護士待場豊氏と、大阪府との間で持たれた話し合いの内容がわかる文書」に係る決定です。)	令和2年6月12日	請求文書3. について、条例第9条第1号を根拠に公開を拒否しているが、同条例では「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人識別情報」という。))のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」をその項目としてあげており、本件請求はそれらのいずれにも該当しない。○○銀行は大阪府指定金融機関であり、○○氏は個人としてではなく当該機関の代理人として大阪府と関わりを持ったものであるから、本件請求の内容も公的なものである。したがって、条例第9条第1号には該当しない。よって不服とする。
30	令和2年6月2日 (令和2年度請求 受付番号第352号)	府立○○高校で作成されたオンライン授業動画すべて(令和2年6月3日現在)(※なお今後は毎週請求する)趣旨;適切な授業が行われているのか府民によるチェックを行うため。定期テストは情報公開の対象であるので、その根拠となるオンライン授業動画もすべて対象である。	教育振興室 高等学校課	令和2年6月9日付け 教高第1702号	不存在 非公開	本件請求動画は、作成していないため、管理していない。	令和2年6月12日	請求文書について、○○を初めとした「オンライン授業 試行用ビデオ」が6月3日にアップロードされているため、不存在は虚偽である。試行用とあるが、オンライン授業を前提として試行的に公開されたものであるため、当然これらも対象であることは明白である。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
31	令和2年5月1日 (令和2年度請求 受付番号第183号)	府立〇〇高校について、 1.「2019年度 学校教育自己診断 生徒コメント」(職員会議で提出されたもの) 2.「2019年度 学校教育自己診断 生徒コメント」(〇〇委員会会議で提出されたもの) 3.上記1.および2.の相違点について、当該部分を削除した根拠がわかるもの 4.上記2.において、「『英C』の授業はなんの役にも立たない。コミュニケーション英語なのに、リスニング、スピーキング、リーディング、ライティングが無く、先生が読んで、日本語で説明しているだけ。それを週4回もあり、時間の無駄が多い。」と記載されていることについて、当該授業が学習指導要領およびシラバスに沿っていないことがわかる資料。 5.上記4.について、同校校長がその事実を知った上で授業改善を指示した内容がわかる資料。	教育振興室 高等学校課	令和2年5月15日付け 教高第1420号	部分公開	条例第8条第1項第2号に該当する。 公にしないことを条件として任意に個人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる。 (この決定は、本件請求文書のうち1・2に係るものです。)	令和2年5月24日	請求文書1. および2. について、生徒コメントを非公開としているが、当該アンケートは職員会議で結果が配布されており、アンケートを実施した際の説明とは矛盾する。仮に、内容を文字に起こして職員会議で配布する行為が「公表」にあらず、行政文書開示請求による公開が「公表」にあたるという解釈であればダブルスタンダードである。よって不当である。 請求文書3. について、削除される教科と削除されない教科に差異があり、〇〇委員会が恣意的に削除しているのであれば学校組織として破綻しているため、基準があるのは当然であるので、これを公開すること。 請求文書4. 及び5. について、令和2年3月27日付け教高第4338号弁明書において、「教員が定期考査等により生徒の学習を評価し、(略)学校として、その妥当性や信頼性の確保や、生徒・保護者に対する説明責任が求められる」と書かれているので、校長が当該事実の指摘に対して聴取りや調査をしたことは自明であるため、これを公開すること。
32	令和2年5月1日 (令和2年度請求 受付番号第183号)	前記31に同じ。	前記31に同じ。	前記31に同じ。	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち、3、4、5に係るものです。)	前記31に同じ。	
33	令和2年7月23日 (令和2年度請求 受付番号第700号)	1. 〇〇年〇〇月、府立〇〇高校の男子高校生が、学校の指導を原因として自殺したと報道された事件について、府で作成された資料全て(紙をスキャンするのではなく、電子データで公開すること)。 2. 上記事件を受け、府で作成された自死生徒および遺族等についての対応にかかる手引き。	教育振興室 高等学校課	令和2年8月20日付け 教高第2321号	部分公開	条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書のうち、公開しないことと決定した部分に記載された情報は、原告及び関係者の氏名等、個人の特定に繋がり得る情報が記載されており、これらは、特定個人が識別され得る個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。 条例第8条第1項第4号に該当する。 実施機関が行う争訟事務に関する情報は、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。 (この決定は、本件請求文書のうち1. に係るものです。)	令和2年9月10日	請求文書1. について、本件事案は全国放送で報道されているものであり、概要は広く既知のものとなっているため、本件決定は著しくその内容を秘匿するものであり、不当である。また、裁判も終結しており、裁判所での記録閲覧も可能であるため、同様に不当である。よって内容を精査して公開すること。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
34	令和2年10月12日 (令和2年度請求 受付番号第1068 号)	府立〇〇高校について 1. 天井裏にアスベストがあると事務長が認識していた事実が分かる文書 2. 天井裏にアスベストがあると校長が事務長から伝聞した事実が分かる文書 3. 新型コロナ対策学校再開支援事業費の予算内訳を決定した経緯がわかる文書 4. 新型コロナ対策学校再開支援事業費として執行する「モニター55インチ」および「モニタースタンド」が誰の発案であるのかわかる文書 5. 新型コロナ対策学校再開支援事業費として執行する「モニター55インチ」および「モニタースタンド」の購入に賛成した者が誰であるのかわかる文書 6. 令和4年度入学生のカリキュラム 7. 上記6. のうち、「歴史総合」が3年生に組み入れられた経緯がわかる文書 8. 必修科目が3年次にあることによって発生するデメリットがわかる文書 9. 上記8. について議論された記録 10. 当該校長が職員の病状を聞いて複数回におよび笑った事実がわかる文書 11. 上記10. について、当該校長が職員の病状を聞いて複数回におよび笑うことができる根拠 12. 上記10. の行為がハラスメントにあたらぬ根拠	教育振興室 高等学校課	令和2年10月26日付け 教高第2782号	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書は、作成していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち「3. 4. 5. 6. 7. 8. 9」に係る分です。)	令和2年11月5日	請求文書3. ないし5. について、府立〇〇高校校長は「みんなに聞いて決めた」と発言したことが確認されているため、その際の文書が存在することは自明である。 請求文書6. について、当該校の教育課程検討委員会で資料が作成されているため公開すること。 請求文書7. について、当該校は〇〇にも関わらず歴史総合を3年次に配置することで、歴史系科目が他に一切開講できないことを了承した経緯が存在することは自明である。 請求文書8. ないし9. について、上記7. によるメリット・デメリットの検討を行い、バランスを考えて決定した旨を教務部長から確認しているの、その経緯が存在することは自明である。 よって不服とする。
35	令和2年9月7日 (令和2年度請求 受付番号第908号)	府立〇〇高校について、 1. 令和2年度修学旅行の引率者一覧 2. 上記1. について、育児にかかる時短勤務者が含まれていることが分かる資料 3. 上記2. について、育児にかかる時短勤務者が引率に適切だと当該校長が判断した根拠 4. 上記3. について、育児にかかる時短勤務者が引率する場合の、勤務すべき時間がわかる資料 5. 上記3. について、育児にかかる時短勤務者が引率する場合に、安全配慮義務違反にならないことがわかる根拠	教育振興室 高等学校課	令和2年9月18日付け 教高第2492号	不存在 非公開	上記2. 3. 4. 5. に係る請求文書は、作成していないため、管理していない。	令和3年11月5日	請求文書3. について、育児にかかる時短勤務者が引率をしていることは当該校勤務教員の証言により明らかである。通常、修学旅行の引率は時短勤務者が行うことはないため、これを特に適切であると校長が個別に判断した根拠が存在するのは自明である。 請求文書4. について、時短勤務者が泊を伴う引率をする事実が存在する以上、何時から何時までが勤務時間となるのかの基準が存在しないことはあり得ない。 請求文書5. について、時短勤務者が泊を伴う引率することは通常安全配慮義務違反になると考えられるが、これを特に適切であると校長が個別に判断した根拠が存在するのは自明である。 よって不服とする。
36	令和2年12月15日 (令和2年度請求 受付番号第1461 号)	府立〇〇高校の令和元年度(平成31年度)定期試験(以下「試験」を「考査」という。)問題(解答用紙を含む)すべて。(なお、紙データをスキャンしたものは1枚10円かかるので、印刷したものをスキャンするのではなく、Word等のワープロソフトで作成した電子データを公開し、費用を60円とすること。)	教育振興室 高等学校課	令和3年1月19日付け 教高第3501号	公開	—	令和3年2月8日	請求文書について、〇〇コースの考査問題が含まれていないため、これを公開すること。よって、不服である。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
37	令和3年1月31日 (令和2年度請求 受付番号第1671 号)	1. 令和3年1月21日付け教高第3507号によって公開された「盗難被害についての要望書」を受けて、府立校でどのような対応をしたのかわかる文書。 2. 同じく、府立〇〇高校から同PTAに対して回答した内容がわかる文書。 3. 同じく、「PTA役員一同」に含まれる教職員がわかる文書。 4. 令和元年10月25日の指導委員会において、「傘を盗んでも窃盗ではない」と判断した事実が分かる文書。 5. 府立〇〇高校〇〇が、「傘を盗んでも窃盗ではなくて迷惑行為」と判断した事実が分かる文書。 6. 府立〇〇高校では国内法が適用されない根拠。	教育振興室 高等学校課	令和3年2月9日付け 教高第3676号	不存在 非公開	本件請求文書は、作成又は保存していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち、2. 4. 5. 6. に係るものです。)	令和3年4月25日	請求文書2. について、PTAは「対応を検討すること」および「回答」を求めているため、回答が存在しないことはあり得ない。よって公開すること。 請求文書4. 5. について、〇〇(〇〇)は、「〇〇」「〇〇」「〇〇」と発言しており、録音データが共有フォルダにあるためそれを探して公開すること。 請求文書6. について、上記4. 5. の内容に鑑みれば、〇〇高校では国内法が適用されないことは明らかであるので、その根拠が存在するのは明らかである。 よって、不服である。
38	令和3年6月4日 (令和3年度請求 受付番号第427号)	1. 平成28年度以降、大阪府から「〇〇」あるいは「〇〇」ならびにその代理人「〇〇」に対して支出した金額がわかるもの 2. 上記1. についての根拠となるもの(積算資料など。支出負担行為を含む) なお、上記3名を特定する参考情報として、住所(現住所とは限らない)を記載する。「〇〇」「〇〇」については、「〇〇」「〇〇」については、「〇〇」である。	教育振興室 高等学校課	令和3年6月16日付け 教高第1865号	公開請求 拒否	本件請求には、「〇〇」「〇〇」「〇〇」等の具体的な氏名等が記載されており、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報となる。このような情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第9条第1号に該当する。 したがって、条例第10条第1項第2号に掲げる情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。	令和3年6月20日	請求文書は、公費の支出に関するものである。府民の負担した税の用途の内訳が公開されるのは当然である。具体的支出先を特定するにあたり氏名が記載されるのは当然であり、公開請求拒否には理由がない。また、担当課が「高等学校課生徒指導グループ」であるとしているが、私は教育委員会に請求したのであるから、そもそも文書が存在しないのであれば総務担当課が担当となるべきところ、「高等学校課生徒指導グループ」が担当になっていることから、「高等学校課生徒指導グループ」が所有する文書が存在していることは既に明らかである。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
39	令和2年7月30日 (令和2年度請求 受付番号第724号)	<p>1. 教員採用試験を校種・教科別に行っている合理的な理由が分かる根拠</p> <p>2. 教員採用試験を校種・教科別に行っているにも関わらず、所有免許状によって合格教科以外の科目を教員に担当させることを、府が「校長の裁量権」と判断できる(教職員人事課〇〇氏の発言による)根拠</p> <p>3. 教員の授業持ち時間数を自由に設定することが校長の裁量権の範疇である(教職員人事課〇〇の発言による)根拠</p> <p>4. 教員の授業持ち時間数を設定した結果、週あたり16時間の教員と週あたり24時間の教員が同一校内に存在することが、同一労働とみなせる根拠</p> <p>5. 府立〇〇高校で、〇〇の担当教員が1時間の授業を実施しても0.5時間の職務としてカウントすることができる根拠</p> <p>6. 上記5. の基準を採用すると、非常勤講師を1時間あたり2860円の半額である1430円で採用できることがわかる資料</p> <p>7. 府立高校校長の裁量権が全てわかる資料</p>	教育振興室 高等学校課	令和2年8月13日付け 教高第2293号	不存在 非公開	<p>本件請求文書のうち、「3」、「4」、「5」、「7」については、作成していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち、「3」、「4」、「5」、「7」に係る文書。)</p>	令和2年8月17日	<p>請求文書3. について、当該発言を教職員人事課職員が発言しているため、その根拠が存在していることは明白である。</p> <p>請求文書5. について、著しく不均衡かつ不公平な業務形態であるにも関わらず、〇〇高校において実際にそのような運用が為されていたため、それを可能とする根拠が存在していることは明白である。</p> <p>請求文書7. について、裁量権が何であるか分からないのに裁量権の範疇であるとの判断をすることは出来ないため、その根拠が存在していることは明白である。</p>

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
40	令和2年7月29日 (令和2年度請求 受付番号第736号)	1. 別添資料1(省略)は、「令和2年6月18日付け整理番号470情報公開請求の公開の実施について」により、高等学校課から開示された文書の一部である。これらはタイトルのみが記載されており、内容が分からないため、「課題1」(他14枚)の内容がわかる文書。 2. 別添資料2ないし3(省略)は、「令和2年6月18日付け整理番号470情報公開請求の公開の実施について」により、高等学校課から開示された文書の一部であり、元々は府立〇〇高校ホームページから印刷されたものである。 (1)生徒が特定できる形で公文書として公開することができる根拠。 (2)当該生徒2名について、本人及び保護者からホームページ掲載許諾を得られたことがわかる資料 (3)未成年生徒の半裸画像を府立〇〇高校ホームページに掲載して良い根拠 3. 府教育センターが生徒作品等を資料等として外部に公表する際に「生徒の正面写真が写らないように」「生徒の直筆文字は活字に打ち直すように」などと定めているガイドライン	教育振興室 高等学校課	令和2年8月14日付け 教高第2274号	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち1、2(1)(2)(3)に係るものです。)	令和2年9月2日	1. について、当該課題は〇〇との〇〇に関係しないものであるとの証言を得たので当該決定を取り消すこと。また、本来の文書を公開すること。 2. について、生徒が特定できる形で肖像をホームページにアップする際には、当該生徒および保護者の了承が必要であると考えられるため、不存在はあり得ない。よって公開すること。
41	令和3年1月25日 (令和2年度請求 受付番号第1648号)	府立〇〇高校について、 1. 「令和3年度 校内人事希望調査」の様式 2. 上記1. の調査を行うことができる根拠 3. 上記1. の調査を行うことができない根拠 4. 上記1. の調査の結果がわかる文書全て	教育振興室 高等学校課	令和3年2月8日付け 教高第3616号	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書については、作成していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち、2、4に係るものです。)	令和3年4月25日	請求文書2. について、実際に調査を実施した事実が確認されているので、「調査を行うことができる根拠」は存在して当然である。 請求文書4. について、実際に調査を実施した事実が確認されているので、調査の結果がわかる文書は存在して当然である。 よって不服である。
42	令和3年6月29日 (令和3年度請求 受付番号第581号)	令和2年度に府立〇〇高校で「〇〇」について支出した根拠がわかる資料すべて。	学校総務 サービス課	令和3年7月12日付け 教学総第1663号	公開	—	令和3年7月23日	私が求めているものは条例ではなく、条例に基づき公費支出した根拠(出勤時間数や職務内容)であるため、公開文書が不適切であるもの。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
43	令和3年5月13日 (令和3年度請求 受付番号第314号)	別添(省略)「新公務員労働の実務問答 通称名の使用 戸籍上の氏が誤って読まれることが多いとして、勝手に通称名を使用している職員に対する通称名を使用しないようにとの職務命令に従わないことを理由とする戒告処分の適否について争われた裁判例(広島高裁平成29年10月27日判決 本誌13号33頁)」、出典:『季刊公務員関係最新判決と実務問答(17)、p2-p11、2019、三協法規出版』に関して、 1. 府立〇〇高校の前教頭の氏名が「〇〇」であることがわかる資料 2. 府立〇〇高校の前教頭の氏名が「〇〇」であることがわかる資料 3. 府立〇〇高校の現校長の氏名が「〇〇」であることがわかる資料 4. 府立〇〇高校の現校長の氏名が「〇〇」であることがわかる資料 5. 大阪府において、戸籍名以外の氏名を職務上使用することができるための理由がわかる資料 6. 大阪府において、戸籍名以外の氏名を職務上使用するための手続きがわかる資料 7. 上記5.の理由が、上記「〇〇」に適用できる根拠 8. 上記6.の手続きが上記「〇〇」名義で為されたことがわかる資料 9. 大阪府において、職務において職員が勝手に通称名を使用できる根拠 10. 大阪府において、職務において職員が勝手に通称名を使用している状況について、職務専念義務違反になることがわかる根拠 11. 大阪府において、職務において職員が勝手に通称名を使用している状況について、職務専念義務違反にならないことがわかる根拠 12. 府立〇〇高校の前教頭が職務上で「〇〇」名義を使用したことがわかる資料 13. 府立〇〇高校の前教頭が職務上で「〇〇」名義を使用していないことがわかる資料	教育総務企画課	令和3年6月15日付け 教総第1665号	不存在 非公開	本件の行政文書について、請求された資料等の存在を教育庁関係課に調査したが、該当はなかったため。 (本決定は公開請求のうち項目2、4、5、6、7、8、9、10、11、13に関するものです。)	令和3年6月30日	請求文書2. について、当該氏名(〇〇)を公文書で利用しているため、不存在はあり得ない。 請求文書5. ないし9. について、戸籍名以外の氏名を公文書で実際に利用しているため、不存在はあり得ない。 請求文書10. および11. について、請求書別添(省略)の通り山口県防府市の事例では職務専念義務違反となっているため、大阪府ではどのような扱いになるのかわかる資料が存在することは自明である。
44	令和3年6月30日 (令和3年度請求 受付番号第588号)	府立〇〇高校について、 1. 令和2年度における消耗需要費の執行状況(どこの分掌が、何を、いくらで、いくつ買ったかの一覧でよい) 2. 上記1. の予算を決定するにあたり、各分掌(教科)から提出された予算要求書 全て。 3. 上記2. を受けて、各分掌(教科)への配分を決定した経緯および理由がわかる 資料一式	施設財務課	令和3年7月12日付け 教施財第2527号	不存在 非公開	本件公開請求のうちに請求内容「3」にかかる行政文書は、作成していないため、管理していない。 (本決定は請求内容3にかかるもの)	令和3年7月23日	請求文書3. について、予算要求に対して根拠も無く配分を実施することは不可能であるため。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
45	令和2年9月2日 (令和2年度請求 受付番号第881号)	<p>府立〇〇高校について</p> <p>1. 教室の天井裏にアスベストが存在していることがわかる資料</p> <p>2. 空調機の施工時にアスベストの飛散が無かったことが分かる資料</p> <p>3. 天吊り 프로젝タを施工する際にアスベストの飛散が起きる根拠が分かる資料</p> <p>4. 各教室に導入予定である台座付テレビの仕様および金額が分かる資料</p> <p>5. 天吊り 프로젝タではなく台座付テレビを教室に導入しようとした経緯および意思決定の経緯が分かる資料</p> <p>府立〇〇高校について</p> <p>1. 教室の天井裏にアスベストが存在していることがわかる資料</p> <p>2. 空調機の施工時にアスベストの飛散が無かったことが分かる資料</p> <p>3. 天吊り 프로젝タを施工する際にアスベストの飛散が無かったことが分かる資料</p> <p>府立高校について</p> <p>1. 各教室に天吊り 프로젝タではなく台座付テレビを導入している学校が分かる資料</p>	施設財務課	令和2年9月16日付け 施財第3035-2号	不存在 非公開	作成または取得していないため、管理していない (本決定は、府立〇〇高校について1、2、3および府立〇〇高校について1、2、3ならびに府立高校について1にかかるもの)	令和2年9月17日	<p>請求文書「〇〇高校」1. ないし3. について、当該高校校長がアスベストの存在を理由として天吊り 프로젝タの設置ができない旨、再三に亘って説明しているため、アスベストが存在していることは間違いない。よって、資料を公開すること。</p> <p>請求文書「府立高校」1. について、少なくとも〇〇高校は令和2年9月16日付け施財第3035-1号で決定されたとおり、液晶ディスプレイを購入しているため、資料が存在しないことはあり得ない。よって、資料を公開すること。 (なお、「テレビ」という表現が好ましくないのであれば、「液晶ディスプレイ」あるいは「液晶モニター」と表現を改めるものとする)</p>

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
46	令和2年6月28日 (令和2年度請求 受付番号第540号)	別添資料は、平成22年実施の「平成23年度 静岡県公立学校教員採用選考試験の選考手順である。」「2020年度大阪府公立学校教員採用選考テスト」について、この資料に相当する資料(選考手順がわかるもの。なお、別添資料は別添答申に基づく情報公開によって得られたものである。他県が開示しているので大阪府も開示が適当である)を請求する。	教職員室 教職員企画 課	令和2年7月30日付け 教職人第2216号	部分公開	<p>条例第8条第1項第4号に該当する。 本件行政文書のうち「1 第2次選考面接テストに関する資料(1②の非公開部分)」、「2 第3次選考面接テストに関する資料(2①の非公開部分)」、「3 小論文試験に関する資料(3①及び3②の非公開部分)」には、大阪府の教員採用選考の事務に関する情報が記録されており、開示することにより、受験者が試験の準備をする際に受験技術の先行を招き、受験者の資質・適性等についての適正な評価を困難にし、教員にふさわしい人物を採用することができなくなる。このことにより大阪府が必要とする人材の確保に支障をきたすなど、今後の当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなる、又は、当該事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、本行政文書のうち「1 第2次選考面接テストに関する資料(1③の非公開部分)」及び「2 第3次選考面接テストに関する資料(2②の非公開部分)」に記載の面接員、採点員、実技検査員の評価者に関する情報を開示することにより、評価者が心理的な圧迫を抱き、適正かつ厳密な評価業務に支障をきたすとともに、評価者の理解や協力を得にくくなるおそれがある。</p> <p>条例第9条第1項第1号に該当する。 本件行政文書のうち「1 第2次選考面接テストに関する資料(1①の非公開部分)」に記載の事項を開示することにより、選考における個人の得点を特定することが可能となる。これは特定の個人が識別され得る個人識別情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものである。</p> <p>以上の理由により、非公開とする。</p>	令和2年8月2日	<p>公開文書1①「2020年度大阪府公立学校教員採用選考テスト第2次選考<面接員の手引き>」について、非公開部分を全て開示すること。理由は、請求時に添付した平成15年12月22日付け静岡県情報公開審査会答申第125号「教員採用選考試験関係書類の部分開示決定に対する異議申立て」を援用する。</p> <p>公開文書2①「2020年度大阪府公立学校教員採用選考テスト第3次選考<面接員の手引き>」について、非公開部分を全て開示すること。理由は、上に同じ。</p> <p>公開文書3③「2020年度大阪府公立学校教員採用選考テスト小論文問題作成及び採点要領」の「3 出題内容」「5 日程(予定)」について、非公開部分を全て開示すること。理由は、上に同じ。</p> <p>公開文書3②「2020年度小論文問題(別紙 様式1)及び(別紙 様式2)」について、非公開部分を全て開示すること。理由は、上に同じ。</p> <p>非公開部分について、「所属、職名、氏名及び個人の特定につながる項目」以外の部分については、全て不服とする。</p> <p>同様の議論はすでに静岡県で為されているため、当該案件の答申を付することで、これら主張を援用し不服申し立てとする。</p>
47	令和2年4月26日 (令和2年度請求 受付番号第162号)	府立〇〇高校における 「2019年 学校教育自己診断 生徒コメント」 「2018年 学校教育自己診断 保護者コメント」 「2018年 学校教育自己診断 生徒コメント」 「2017年 学校教育自己診断 保護者コメント」 「2017年 学校教育自己診断 生徒コメント」 「2016年 学校教育自己診断 保護者コメント」 「2016年 学校教育自己診断 生徒コメント」	教育振興室 高等学校課	令和2年5月15日付け 教高第1452号	部分公開	<p>条例第8条第1項第2号に該当する。 公にしないことを条件として任意に個人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる。</p>	令和2年5月24日	<p>公開しない理由について、「公にしないことを条件として」とあるが、当該高校の学校教育自己診断において、「この欄にご記入いただいたことは公表しないものとします」との指示が書かれているのは2019年のみであり、従前は別添(省略)のとおり、その旨は記載されていないので、当該理由は虚偽に当たるので、すべて公開すること。</p>

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
48	令和2年10月7日 (令和2年度請求 受付番号第1035 号)	府立〇〇高校について、 1. 〇〇月〇〇日の文化祭において、在校生が〇〇したこと、教員が当該事案を〇〇警察に通報し、当該生徒が連行された事実がわかる文書。 2. 上記1. について、在校生を生徒指導するのではなく警察に引き渡した根拠。 3. 上記1. について、警察に通報する基準がわかる文書。 4. 上記1. について、警察から学校が指導を受けた内容が分かる文書。 5. 上記文化祭の打ち上げと称して在校生が集団飲酒および喫煙を行っている動画をSNS上にアップした事実がわかる文書。 6. 上記5. について、当該校教員が生徒指導部長に対して、上記5. の事案を伝達したことが分かる文書。 7. 上記6. を受けても生徒指導を行っていない事実がわかる文書。 8. 上記7. について、生徒指導を行う基準がわかる文書。 9. 同じ在校生であっても、警察に通報する場合と、生徒指導すらない場合の違いがわかる根拠 10. 上記5. の動画について、〇〇が偽造動画であると判断した根拠 11. 上記5. について、動画の発見者が匿名の場合には生徒指導をしない根拠	教育振興室 高等学校課	令和2年10月21日付け 教高第2668号	不存在 非公開	本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。	令和2年11月5日	請求文書1. について、教員の通報により〇〇警察署のバトカーが到着し、警察官の協力により在校生を校外に追放した事実が確認されているため、その際の記録が存在することは自明である。 請求文書2. ないし3. について、通常、在校生の指導は教員が行うものであるが、教員の通報により〇〇警察署のバトカーが到着した事実があるため、生徒指導をしない根拠および基準があることは自明である。 請求文書4. について、通常、在校生の指導は教員が行うものであるが、教員の通報により〇〇警察署のバトカーが到着し、警察官から事情聴取された際に、「在校生なのになぜ警察を呼ぶのか」と指導されたことが確認されているため、その際の内容がわかる文書があることは自明である。 請求文書8. について、府立〇〇高校の校則には飲酒についての規定があるにも関わらずそれが適用されていないため、その根拠があるのは自明である。 請求文書9. について、在校生の非遵行為に対して警察に通報する場合と全く指導をしない場合があることは明らかに不当な差別であるため、その合理的根拠が存在することは自明である。 請求文書10. について、当該校〇〇は当該動画を「偽造」であると説明しているため、その根拠があるのは自明である。 請求文書11. について、当該校〇〇は動画の発見者が不明の場合は生徒指導を行わないと説明しているため、その根拠があるのは自明である。 よって不服とする。
49	令和2年9月26日 (令和2年度請求 受付番号第991号)	府立〇〇高校について、 1. 9月25日に、当該学校を訪問した卒業生に対して、当該学校の教員が「〇〇」「〇〇」と大声で公然と発言した事実がわかる文書 2. 上記1. の発言が、セクハラにあたるかわかる根拠 3. 上記1. の発言が、府立高校教員の教育活動としてどのような意義があると位置づけられているのかわかる根拠	教育振興室 高等学校課	令和2年10月7日付け 教高第2650号	不存在 非公開	本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。	令和2年11月5日	請求文書2. について、通常そのような発言はセクハラにあたると思われるが、同校教員によってそのような発言があったことが確認されているため、根拠があることは自明である。また、同様に、請求文書3. について、通常そのような発言はセクハラにあたると思われるため、教育的意義が存在しないことはあり得ない。よって公開すること。
50	令和2年7月23日 (令和2年度請求 受付番号第700号)	1. 〇〇年〇〇月、府立〇〇高校の男子高校生が、学校の指導を原因として自殺したと報道された事件について、府で作成された資料全て(紙をスキャンするのではなく、電子データで公開すること)。 2. 上記事件を受け、府で作成された自死生徒および遺族等についての対応にかかる手引き。	教育振興室 高等学校課	令和2年8月20日付け 教高第2321号	不存在 非公開	2. に係る請求文書は作成又は保存していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち、2. に係るものです。)	令和2年11月5日	請求文書2. について、府立〇〇高校校長が作成したと発言していたため存在することは自明である。よって不服とする。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
51	令和2年9月6日 (令和2年度請求 受付番号第900号)	府立〇〇高校について、 1. 新型コロナウイルス蔓延下において、令和2年度修学旅行を通常通りに実施できる根拠 2. 上記1. の修学旅行について、引率者を選定した根拠 3. 上記2. について、クラス担任であるのに引率者に含まれない教員が存在する理由がわかる根拠 4. 上記3. について、当該クラス担任が引率を希望していることがわかる資料 5. 上記2. ～4. について、当該クラスの生徒等が高等学校課に架電にて申し出た内容がわかる資料	教育振興室 高等学校課	令和2年9月14日付け 教高第2468号	不存在 非公開	本件請求文書は、作成していないため、管理していない。	令和2年9月17日	請求文書1. について、当該校は当初の修学旅行予定から日程変更無く、新型コロナウイルス蔓延下においても大きな内容変更を伴っていないため、通常通りに実施したと判断できるため、その根拠があるのは自明である。よって公開すること。 請求文書2. について、当該校では育休明けの時短勤務職員が修学旅行の引率を行っている事実や、学級担任を修学旅行に引率させていないにも関わらずテレワーク申請も承認しないなどの行為が確認されているが、通常はそうした行為は安全配慮義務違反に当たると考えられるため、それが該当しない根拠があるのは自明である。よって公開すること。 請求文書3. ないし4. について、学級担任として本人が引率を希望しているにも関わらず、当該校長がそれを拒み、育休明けの時短勤務職員が修学旅行の引率を行っている事実があるため、その根拠があるのは自明である。よって公開すること。 請求文書5. について、架電の事実は確認済みであるため、内容が記録されていることは自明である。よって公開すること。
52	令和2年12月7日 (令和2年度請求 受付番号第1373号)	1. 府立〇〇高校における生徒用ロッカーの使用規定(案を含む。)全て。 2. 府立〇〇高校教職員が主張するハラスメントにかかる相談の内容がわかる資料全て。	教育振興室 高等学校課	令和2年12月18日付け 教高第3147号	部分公開	条例第8条第1項第4号に該当する。 生徒指導事務に関する情報であって、公にすることにより、生徒指導事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。 (この決定は、本件請求文書のうち、「1. 府立〇〇高校における生徒用ロッカーの使用規定(案を含む。)全て。」に係るものです。)	令和3年1月3日	請求文書1. について、大阪府では校則を公開することとしており、本件決定の内容と矛盾するため不当である。また、この規定には財産権を不当に侵害する内容が確認されているため、府民の目に広く触れ、議論される必要がある。
53	令和2年12月14日 (令和2年度請求 受付番号第1450号)	府立〇〇高校の令和2年度2学期期末試験(以下「試験」を「考査」という。)問題(解答用紙を含む)すべて。(なお、紙データをスキャンしたものは1枚10円かかるので、印刷したものをスキャンするのではなく、Word等のワープロソフトで作成した電子データを公開し、費用を60円とすること。また、2学期中間考査問題は開示までに2ヶ月かかっており、標準処理期間を著しく超過しているため改善すること。)	教育振興室 高等学校課	令和3年1月12日付け 教高第3369号	公開	—	令和3年2月8日	請求文書について、〇〇コースの考査問題が含まれていないため、これを公開すること。よって不服である。

番号	請求日 請求受付番号	公開請求の内容	諮問所属	決定日 決定通知番号	決定の 種類	決定の理由等	審査請求日	審査請求の理由等
54	令和2年12月27日 (令和2年度請求 受付番号第1515 号)	12月25日に実施された府立〇〇高校 の放送集会について 1. 校長が読み上げた放送原稿 2. 表彰と称して、検定合格者の氏名、 検定名、合格級、生年月日を放送で読 み上げた事実がわかる資料 3. 上記2. の行為の教育的意義のわ かる資料 4. 上記2. の行為の合法性のわかる資 料 5. 上記2. の放送音声在校内だけでなく 校外にも届いている事実がわかる資 料 6. 上記2. の内容を放送することを、生 徒本人に了承を得たことが分かる資料 7. 上記2. の内容を放送することを、保 護者に了承を得たことが分かる資料 8. 府立〇〇高校において、生徒の個 人情報の取り扱いについて保護者及 び生徒に承諾を得るための様式	教育振興室 高等学校課	令和3年1月12日付け 教高第3414号	不存在 非公開	本件公開請求に係る行政文書については、 作成していないため、管理していない。 (この決定は、本件請求文書のうち、2、3、4、 5、6、7に係るものです。)	令和3年2月8日	請求文書2. について、当該校長が表彰と称し て、検定合格者の氏名、検定名、合格級、生年月 日を放送で読み上げた事実があるため、その根拠 となる原稿等資料があるのは当然である。 請求文書3. および4. について、通常は検定合 格者の氏名、検定名、合格級、生年月日は個人情 報であり、それを放送で読み上げることについての 許可も得られていないため、教育的意義のわかる 資料および合法性のわかる資料があるのは当然で ある。 請求文書5. について、校内放送設備の仕様書 等により、どの程度の音声が校外に漏れているの か分かる資料は存在する。 請求文書6. および7. について、通常は検定合 格者の氏名、検定名、合格級、生年月日は個人情 報であり、それを放送で読み上げることは考えられ ないため、生徒本人あるいは保護者に了承を得た ことが分かる資料は存在するはずである。 よって不服である。
55	令和2年12月11日 (令和2年度請求 受付番号第1416 号)	〇〇高校について、 1. 検定試験の不正経理に関する 内部通報の内容がわかる資料 2. 上記1. についての調査経過がわ かる資料 3. 上記1. の検定試験についての帳 簿	教育振興室 高等学校課	令和3年1月14日付け 教高第3408号	公開請求 拒否	本件請求文書の存否を明らかにすることによ り、条例第8条第1項第4号に規定する適用除 外事項によって保護される利益が害されることと なるため。 当該決定は、12月15日付け教総第2653号補 正通知書により令和3年1月2日にFAXでの回 答を踏まえて、決定するものです。	令和3年2月8日	請求文書について、条例第8条第1項第4号を 根拠に、公開請求拒否決定をしているが、本件 請求は、「府の機関又は国等の機関が行う取締 り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、 契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、 企業経営等の事務に関する情報であって、公に することにより、当該若しくは同種の事務の目的 が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正か つ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれの あるもの」に該当しないため。 よって不服である。